

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

仮徴収額決定通知書を送付

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料(以下保険料)について、4月より年金の天引きが始まる方に「仮徴収額決定通知書」を送付します。

今回通知する仮徴収額は、前年度の保険料をもとに、暫定的に計算したもので、平成27年度の年間保険料は、26年中の所得が確定した後、7月に本算定を行い改めて通知します。

■年金からの天引きに該当しない方
7月に本算定を行い、通知

をしめますので、納付書又は口座振替により納付をお願いします。

■ご注意ください

国保税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が社会保険等にご加入の場合でも、同じ世帯に国保加入者がいる場合には、世帯主宛てに通知します。

■問い合わせ

市民課国保医療担当
(内線127-129・137)

元気な今こそ予防です

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種

肺炎球菌は、肺炎を引き起こす原因となる病原体の一つです。特に高齢者が発症すると重症化する傾向がありますので、早めに接種を受け、予防に努めましょう。

■対象者

①平成27年度に下表の年齢の方

対象者	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日

②接種日現在60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(接種希望の方は、身体障害者手帳を持参し、保健課までお申出ください。)

*任意接種としてすでに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことのある方は対象外

■実施期間

4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

■接種費用 1/2負担

※上限4千円(100円未満切捨て)

※実施期間外及び指定医療機関以外で接種した場合は全額自己負担となります。

※指定医療機関は下記までお問い合わせ下さい。

■ご注意ください

対象者には3月末に予診票を送付していますので、ご確認のうえお手續願います。

※66歳以上の対象者以外の過去に接種されたことがない方で接種を希望される方にも、任意予防接種費用の一部助成を行っています。接種を希望される方は事前に申請が必要です。接種前に下記までお問い合わせ下さい。

■問い合わせ

保健課健康増進担当 ☎23-4310

【対象者・徴収方法一覧】

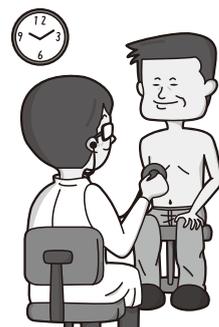
国民健康保険	既に年金から天引きにより納付されている世帯	平成27年2月の年金から天引きされた額と同額を4月・6月・8月に仮徴収します。
	4月より新規で年金からの天引きとなる世帯(①～④を全て満たす世帯)	①前年度において、10月1日までに世帯主が国保に加入され、かつ世帯内の国保加入者全員が65歳以上である。 ②(国保加入の)世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。 ③(国保加入の)世帯主の介護保険料が年金から天引きされている。 ④(国保加入の)世帯主の国保税と介護保険料との合算額が介護保険料が天引きされている年金額の2分の1を超えない。 前年度の年税額(医療分・支援金分)を6回で除した額(100円未満切り捨て)を4月・6月・8月に仮徴収します。(年度途中で国保に加入された世帯の年税額は、前年度税額を12ヶ月に換算した額)

*世帯主が年度途中で75歳になる場合は、特別徴収(年金からの天引き)対象外です。

後期高齢者医療保険	既に年金から天引きにより納付されている方	平成27年2月の年金から天引きされた額と同額を4月・6月・8月に仮徴収します。
	4月より新規で年金からの天引きとなる方(①～④を全て満たす方)	①前年度において、10月1日までに市へ転入された方、75歳の誕生日を迎え、新たに被保険者となった方。 ②年額18万円以上の年金を受給している。 ③介護保険料が年金から天引きされている。 ④後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、介護保険料が天引きされている年金額の2分の1を超えない。 前年度の後期高齢者医療保険料額を6回で除した額(100円未満切り捨て)を4月・6月・8月に仮徴収します。(年度途中で後期高齢者医療に加入された方の年間保険料額は、前年度保険料額を12ヶ月に換算した額)

*平成26年10月2日以降に被保険者となり、上記の条件を満たす世帯は、6月以降順次、年金からの天引きが開始されます。

市立病院よりお知らせ
内科専門外来が
始まります



市立病院では市民の皆さまの臓器系疾患の早期発見、早期治療を目的に4月8日から腎疾患をはじめとする内科専門外来を新たに開設します。

◆胆嚢・膵臓

毎週月曜日 9時から11時30分まで

◆腎臓

毎週火曜日 13時30分から16時30分まで

◆消化管

毎週水曜日 9時から11時30分まで

◆肝臓

毎週金曜日 9時から11時30分まで

※腎臓内科の受付は13時から16時まで、その他は8時30分から11時までとなります。

■問い合わせ

市立病院総務担当 ☎22-1122-1